

(仮訳)

## バーゼル銀行監督委員会

# 日中流動性管理のためのモニタリング指標に関する 市中協議文書

コメント期限:2012年9月14日

2012年7月

## 目次

I.	はじめに	1
A.	背景	1
B.	市中協議文書	3
C.	日中流動性の定義及び構成要素	4
II.	日中流動性モニタリング指標	5
A.	モニタリング指標	6
(i)	所要流動性の日次最大値	6
(ii)	利用可能な日中流動性	8
(iii)	資金受払の総額	8
(iv)	時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務	8
(v)	顧客金融機関に代わって決済する支払額	9
(vi)	顧客金融機関に供与している日中クレジットライン	9
(vii)	日中支払のタイミング	9
(viii)	日中の決済進捗	10
B.	日中流動性ストレスシナリオ	10
C.	適用に関する主要な論点	13
D.	報告頻度及び単位	15
III.	コメントの要請	16
	付録 1: モニタリング指標の実例	17
	付録 2: 日中流動性モニタリング報告の例	19
	付録 3: 指標の組み合わせ	20

バーゼル銀行監督委員会は本市中協議文書に対するコメントを歓迎する。コメントは、2012年9月14日(金)までの間、[baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org)宛電子メールで受け付ける。または、the Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland 宛郵送でも受け付ける。全てのコメントは、コメント提供者が明示的に非公開を望まない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表される。

## I. はじめに

### A. 背景

1. 日中流動性リスクの管理は、銀行の全般的な流動性リスク管理の枠組みの重要な要素を構成する。2008年9月に、バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委<sup>1</sup>」)は、流動性リスク及び担保の管理に関する銀行向けのガイドラインを定めた、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」(以下、「健全性諸原則」)を公表した。健全性諸原則の原則8は日中流動性に特に焦点を当てており、以下のように規定している。

「銀行は、日中流動性ポジションとリスクを能動的に管理し、平常時においてもストレス状況下においても支払・決済債務を適時に履行することによって、支払・決済システムの円滑な運行に貢献すべきである」

2. 原則8は日中流動性リスク管理のための銀行の戦略に含まれるべき6つの業務上の要素を明らかにしている。

- (i) 銀行は、一日に見込まれる流動性の流入流出をグロスベースで測定し、可能であればそれらの資金フローの日中のタイミングを予想し、日中の複数時点においてどの程度の幅のネット資金不足が生じるかについて見通しを立てることができるべきである。
- (ii) 銀行は、予想される業務活動及び利用可能資金(預金残高、未使用の日中与信枠及び利用可能な担保)と対比しながら、日中流動性ポジションをモニターすることができるべきである。
- (iii) 銀行は、日中流動性管理の目標を達成するため、十分な日中資金を調達できるように取り計らうべきである。
- (iv) 銀行は、担保として用いる資産を管理し、日中資金を調達するために必要であれば直ちに使用することができるべきである。
- (v) 銀行は、日中流動性管理の目的に沿って流動性アウトフローのタイミングを確実に管理する能力を有するべきである。
- (vi) 銀行は、日中流動性フローの予期せぬ支障に対応できる体制を整えておくべきである。

---

<sup>1</sup> バーゼル銀行監督委員会は、G10 諸国の中央銀行総裁会議により1975年に設立された銀行監督当局の委員会である。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局並びに中央銀行の上席代表者により構成される。当委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行(バーゼル、スイス)において開催される。

3. 2010年12月に、バーゼル委は、流動性規制を強化するためのバーゼル委による改革への取り組みを示した、「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表した。この枠組みの中心は、流動性カバレッジレシオ(LCR)及び安定調達比率(NSFR)の、二つの新しい最低流動性基準である。LCRは、銀行の流動性プロファイルに係る短期の強靭性を促進するために策定されたが、現時点ではその水準調整において日中流動性は勘案されていない。同文書では以下のように述べられている<sup>2</sup>。

「銀行及び監督当局は、LCRで想定するストレスが、日中に生じ、その日のうちに消滅する、予期されたあるいは想定外の日中流動性必要額をカバーしていないことに留意すべきである。…バーゼル委は、現在、日中流動性リスクをどのように処理すべきかについて調査している」

また、以下のようにも述べられている。

「モニタリング指標のさらなる検討事項は日中の流動性リスクに関することである<sup>3</sup>」

4. 健全性諸原則における指針を補完し、日中流動性のためのモニタリングツールに係る更なる取り組みを進めるため、バーゼル委は、支払・決済システム委員会<sup>4</sup>(以下、「CPSS」と協議しつつ、銀行の日中流動性リスクをモニターするために今回提案する一連の指標を開発してきた。これら指標の目的は、平常時においてもストレス状況下においても、銀行の日中流動性リスク管理及び、支払・決済債務を期限通り履行するための能力を監督当局がモニターできるようにすることである。また、中期的には、監督当局は、指標を通じて銀行がどのように支払・決済を行い、日中流動性を管理しているかについて一層の理解を得られるだろう。

5. 日中流動性リスクの管理と支払・決済システムの円滑な運行<sup>5</sup>との密接な関係を考慮すれば、これらの指標は支払・決済システムのオーバーサイトを行う当局に

<sup>2</sup> 「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010年12月)のパラグラフ31を参照。

<sup>3</sup> 「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010年12月)のパラグラフ138を参照。

<sup>4</sup> 支払・決済システム委員会は、中央銀行が、支払・決済の仕組みや、クロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリング及び分析を行うためのフォーラムである。本委員会は支払・決済システム担当の中央銀行の上席代表者により構成される。事務局は、国際決済銀行内に置かれている。

<sup>5</sup> 本文書において用いられる「支払・決済システム」という用語は、支払システム及び証券とデリバティブの清算・決済システム(中央清算機関を含む)を指す。

とつても有益である。銀行監督当局と支払・決済システムのオーバーサイトを行う当局の緊密な協力が期待される。

6. 注意すべき点は、提案されている指標はモニタリング目的のみに用いられるものであり、日中流動性管理に係る新しい基準の導入を表明するものではないということである。

## B. 市中協議文書

7. 本市中協議文書は、提案されている指標の仕組み及び規制上の報告枠組みについてコメントを求めるものである。本指標は、特に国際的に活動している銀行に対し適用されるとはいえ、コルレス銀行のサービスを経由して間接的に支払・決済システムにアクセスしている銀行を含む、全ての銀行に対し等しく適用されるよう設計されている<sup>6</sup>。

8. 本文書は以下について述べるものである。

- 日中流動性の定義及び銀行の日中流動性調達源と所要日中流動性を構成する要素
- 平常時における銀行の日中流動性リスクに係るモニタリング指標案の詳細な仕組み
- ストレスシナリオ案
- 適用に関する主要な論点
- 報告の枠組み案

9. コメントは、モニタリングの枠組み案に関する全般的なものに加え、とりわけ以下の論点に関するものが歓迎される。

- (i) 指標は、銀行が有する日中流動性リスクを十分に捕捉するものか
- (ii) 本文書に示したストレスシナリオは包括的であるか
- (iii) 指標の適用範囲は明確であるか
- (iv) 報告の要求は、銀行にどのような実施上の困難をもたらすか
- (v) 直接参加者と間接参加者のモニタリング・報告要件の違いは明確か

---

<sup>6</sup> 銀行は支払・決済システムに直接的もしくは間接的にアクセスできる。直接参加者とは、仲介者を介することなく取引を決済できる振替システムの参加者を意味する。間接参加者とは、直接参加者(コルレス銀行)の決済代行サービスを利用する形式で参加する者を意味する。銀行は、あるシステムでは間接参加者であっても、他のシステムでは直接参加者であることがある。

10. バーゼル委は、提案内容が最終化されたところで、指標の詳細な実施に関する更なる指針を公表する。

### C. 日中流動性の定義及び構成要素

11. CPSS は日中流動性を「営業時間中(日中)にアクセスでき、通常金融機関が即時で支払を行うことができる資金<sup>7</sup>」と定義している。本文書では、「営業時間(日中)」を、銀行が支払の授受を行うことができる支払・決済システム(もしくは複数のシステム)が稼働している時間と定義する。

12. 銀行の日中流動性調達源と所要日中流動性を構成する要素は以下のとおりである<sup>8</sup>。

#### 日中流動性調達源

##### 自己調達源

- 中央銀行準備預金
- 中央銀行に差し入れられた適格担保
- 中央銀行に自由に移転し、中央銀行預金として資金化可能な、処分上制約を受けないバランスシート上の流動資産
- 日中利用可能な、有担保・無担保またはコミットメント付き・アンコミのクレジットライン
- 同日中の決済に使われ得る他の銀行に預けている残高

##### 他の調達源

- 日中及び/またはオーバーナイトの短期金融市場取引<sup>9</sup>を含む、他の支払システム参加者から受ける支払<sup>10</sup>
- 周辺システム<sup>11</sup>から受ける支払

<sup>7</sup> CPSS:「決済システムに関する用語集」(2003年3月)

<sup>8</sup> 日中流動性プロファイルは銀行間で異なるため、全ての要素が全銀行に当てはまる訳ではない。例えば、銀行が支払・決済システムに直接または間接にアクセスしているかどうか、銀行がコルレス銀行サービスを提供しているかどうか、他の銀行に日中クレジットファシリティを提供しているかどうかによって日中流動性リスクプロファイルは異なる。

<sup>9</sup> 日中短期金融市場は、限られた国において存在する。

<sup>10</sup> 支払の受領は、銀行にとって日中流動性調達源となるものの、日中流動性のモニター目的では、履行した支払と相殺される。受取と支払のタイミングの違いにより、銀行は日中の異なる時点でネットの受取人になることもあれば、支払人になることもある。

<sup>11</sup> 例えば、リテールシステム、CLS、証券決済システム、中央清算機関(日中のマージン返戻を含む)のような他のシステムからの日中の資金移動がある。

## 所要日中流動性

以下の要素から生じる：

- 他のシステム参加者に対して履行されるべき直接的または間接的な支払（日中及び/またはオーバーナイトの短期金融市場取引を含む）
- 周辺システムに対して履行される支払<sup>12</sup>
- 決済システムにおける不払発生に関連した偶発的な支払（例えば、緊急流動性供給）
- 顧客に対する偶発的な日中流動性債務
- コルレス銀行サービスの提供から生じる支払

実際には、コルレス銀行の顧客銀行が、同じコルレス銀行の他の顧客に対して支払を履行することもある。これらの支払は、同じコルレス銀行の勘定内で処理され、支払システムの中で処理されないため、コルレス銀行にとって日中流動性ニーズは生じない。しかし、これらの「(コルレス銀行の)内部での支払」は、受払の顧客銀行双方の日中流動性に影響を及ぼす。

## II. 日中流動性モニタリング指標

13. 支払・決済システムにおける日中流動性の利用及び日中流動性ショックへの脆弱性は、多くの要因によって影響を受ける。すなわち、単一の指標では、日中流動性リスクまたはその管理の適切性に関する十分な情報を監督当局に提供できない。このため複数の指標が提案されている。これらの指標は以下の点のモニターを目的としている。

- 平常時及びストレス状況下における、銀行の日中流動性利用額と所要額
- 平常時及びストレス状況下において各銀行が日中に利用可能な流動性
- 支払・決済システムにおける銀行行動の変化

---

<sup>12</sup> いくつかの証券決済システムは中央銀行と協力して自動担保化機能を提供している。これにより参加者は、決済プロセスで受け取る証券を、中央銀行に担保として自動的に差し入れて証券決済システムの債務履行のための流動性調達に充当することができる。この場合において、日中流動性が必要となるのは中央銀行によって適用されるヘアカットに関する部分だけである。

## A. モニタリング指標

14. 各指標の詳細な説明は以下のとおりである。指標の典型例は付録 1 において記載する。各指標の報告要件についてはセクション D において記載する。

表 1  
指標案の一覧

- 
- (i) 所要流動性の日次最大値
  - (ii) 利用可能な日中流動性
  - (iii) 資金受払の総額
  - (iv) 時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務
  - (v) 顧客金融機関に代わって決済する支払額
  - (vi) 顧客金融機関に供与している日中クレジットライン
  - (vii) 日中支払のタイミング
  - (viii) 日中の決済進捗
- 

### (i) 所要流動性の日次最大値

15. 本指標は、日中の累積的なネット流動性ポジションを一定期間にわたり測定することで、平常時における所要日中流動性の日次最大値を示す。銀行の累積ネット日中流動性ポジションは、日中のいずれかの時点における、それまでの支払額と受取額との差額である。日中における最も大きい負の累積ネットポジションが、その日における銀行の所要日中流動性の最大値である。

16. 図1を説明すると、正の累積ネットポジションは、その日のある時点において、それまでの銀行の受取額が支払額より大きいことを示している。反対に、負の累積ネットポジションは銀行の支払額が受取額より大きいことを示している<sup>13</sup>。直接参加者にとっては、ネットポジションは中央銀行の当座預金残高における変化である。間接参加者にとっては、ネットポジションはコルレス銀行にある口座の預金残高の変化である。

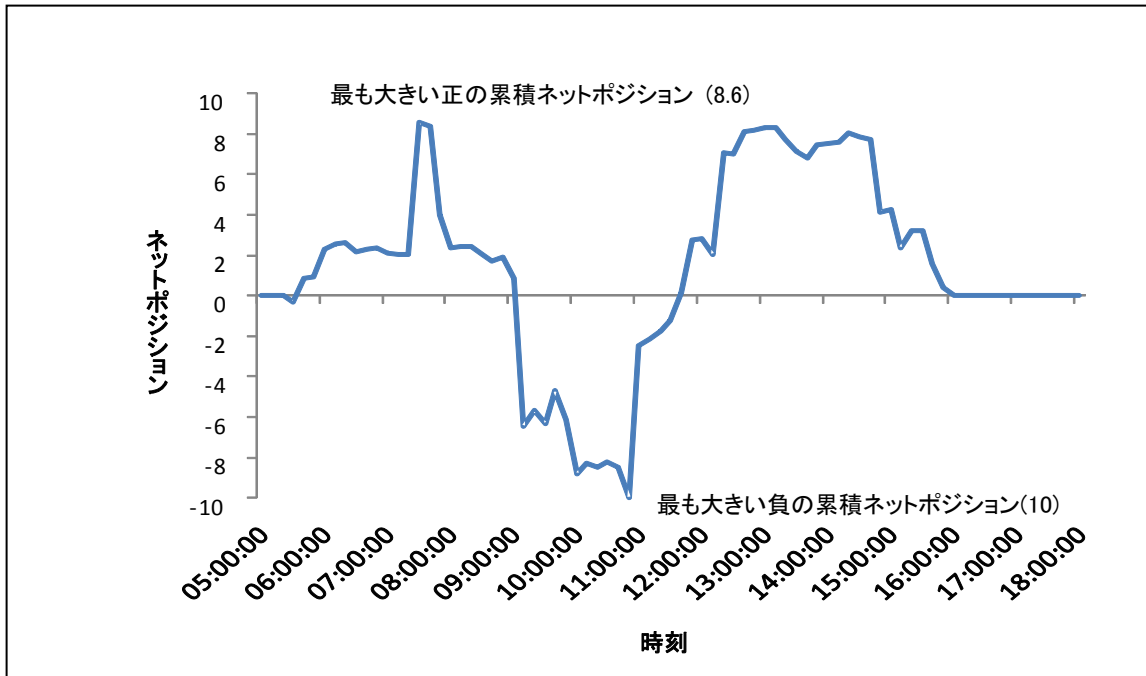
---

<sup>13</sup> 累積ネットポジションの算出にあたっては、「受取額」には中央銀行の日中流動性ファシリティを通じて得られた資金を含まない。



図 1

所要流動性の日次最大値



17. 本指標のための日中流動性ポジションは、支払システムまたはコルレス銀行に支払指図を送信する時刻ではなく、実際に決済された時刻に基づいて適切に算出されるべきである。

18. 銀行が日中のある時点で負の累積ネットポジションを抱えていれば、日中利用可能な資金を調達する必要がある。銀行が日中最低限保有すべき利用可能な流動性は、その日に当該銀行が抱える最も大きい負の累積ネットポジションと同等である。(図 1 においては、所要日中流動性は 10 単位である。)

19. 反対に、銀行が日中のある時点で正の累積ネットポジションを抱えている時には、日中流動性債務の履行に充当できる余剰流動性を有することになる。本ポジションが生じるのは、銀行が支払原資の調達のために他のシステム参加者から受け取る額を見合いにしていることが理由かもしれない。正の累積ネットポジションが大きいほど、自身の支払債務の履行に充てることのできる受取額も大きくなる。(図 1 においては、最も大きい正の累積ネットポジションは 8.6 単位である。)

20. 間接参加者については、支払はコルレス銀行にある口座を通して行われる。口座への入出金のタイミングが銀行の日中流動性の利用額と所要日中流動性を決定する。

(ii) **利用可能な日中流動性**

21. 本指標は、平常時において銀行が日中利用可能な流動性の総額を示す。報告期間中、銀行は各営業日の始めに利用可能な日中流動性の総額と、利用可能な日中流動性の最小額を日次基準で報告することが求められる。これは銀行に対して利用可能な日中流動性の変化をモニターすることを求めるものである。本指標によって、監督当局は、銀行が平常時の所要日中流動性を満たすために利用可能な日中流動性を十分に保有しているかどうかを評価することが可能となる。本指標の算出においては、セクション I.C.で示した流動性の「自己調達源」を含めることができる。

22. 銀行が通貨及び/またはシステムを跨ぐ形で担保を管理している場合、当該担保が必要とされるシステムに当該担保を日中自由に移転可能であることを銀行が監督当局に対し十分に示すことができるならば、日中流動性が必要となる通貨単位ではない流動性調達源及び/または他国所在の流動性調達源を含めて指標を算出してよい。

(iii) **資金受払の総額**

23. 本指標により、支払・決済システムにおけるグロス受取総額およびグロス支払総額を日次で報告するよう銀行は求められる。これにより、監督当局は銀行の支払・決済活動の全体の規模を確認することができる。

(iv) **時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務**

24. 健全性諸原則は、銀行は「期限の厳守を求められる支払やその他の重要な支払を特定して優先付けし、予定通りの履行を確保することを目標として日中流動性を管理すべきである」と述べている。これらの決済債務は、日中の特定時刻に決済されなければならない債務または日中に決済期限のある債務のことである<sup>14</sup>。そうした債務を時限通り決済できないことは金融的ペナルティ、悪評による被害、将来事業の喪失といった結果をもたらし得る。

25. 本指標は二つの構成要素を有する。銀行は時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務の件数と総額及び、報告期間中において期限通り履行できなかった件数とその総額の報告が求められる。本指標によって監督当局は銀行の時限性のある決済債務について一層の理解を得ることができ、これらの決済債務が適切に管理されているかをモニターすることが可能となる。

---

<sup>14</sup> 例としては、周辺システム上の債務の決済、CLS ペイイン、オーバーナイトローンの返済がある。

以下の二つの指標はコルレス銀行サービスを提供している銀行または他の顧客に対して支払サービス提供の一環として日中与信を供与している銀行について適用する。

(v) **顧客金融機関に代わって決済する支払額**

26. 本指標により、コルレス銀行は全ての顧客金融機関に代わって行う日次の支払金額(グロス)の報告が求められる。これにより監督当局はコルレス銀行の支払フローの要因について一層の理解を得ることが可能になる。また、大口顧客金融機関(取扱金額の上位5先を選定)それぞれについて、代行した支払・決済額を、コルレス銀行の勘定内で決済される「内部での支払」も含めて報告することが求められる。これによって監督当局は、コルレス銀行サービスにおける支払の集中度合いを評価することができる。

(vi) **顧客金融機関に供与している日中クレジットライン**

27. 本指標により、コルレス銀行は全ての顧客金融機関に供与している日中クレジットラインの合計額を報告することを求められる。また、大口顧客金融機関(取扱金額の上位5先を選定)それぞれについて、担保の有無及びコミットメントの有無を区別して、クレジットライン供与額を報告することが求められる。さらに、これら同じ5先の金融機関について、コルレス銀行は担保の有無及びコミットメントの有無を区別して、クレジットラインの一日当たりの最大引出額を報告することが求められる<sup>15</sup>。本指標により、監督当局は銀行のコルレス銀行業務及び日中信用供与の集中度合いについての一層の理解を得ることができる。

(vii) **日中支払のタイミング**

28. 直接参加者のみに適用される本指標は、銀行の日中支払の平均決済時刻を示す。本指標によって、監督当局は銀行の日中支払のタイミングに係る変化を特定することができる。本指標は支払金額でウェイト付けした加重平均時刻として説明される。また以下のように式に表すことができる。

$$\frac{\Sigma (\text{支払金額} * \text{決済時刻})}{\Sigma \text{支払金額}}$$

29. 銀行は、流入及び流出タイミングの原データを利用して、支払タイミングの変化を反映させたストレスシナリオを構築することができる。

<sup>15</sup> これらのクレジットラインを(相手先に)開示しても、その法的性質は変わらない。

(viii) **日中の決済進捗**

30. 本指標は、日中の特定時刻までに銀行が決済した支払額の割合を示す(例えば、9時、10時までに決済した金額の日中支払額全体に占める割合)<sup>16</sup>。本指標によって、監督当局は銀行の日中の決済進捗ペースに係る変化を特定することができる。また、監督当局は銀行が流動性または業務上の困難に対し特に脆弱な日中の時間帯を確認することができる。

**B. 日中流動性ストレスシナリオ**

31. セクションⅡの指標は、平常時の所要日中流動性及びその利用状況の判断を目的としている。しかしながら、日中流動性の所要額及び利用額はストレス状況下において著しく増加し得る。従って、所要日中流動性に対する影響を判断するため、銀行は1または複数の広義のストレスを前述の指標に適用すべきことが提案されている。監督当局は、このストレステストから得られる情報によって、銀行のストレス事象に対する脆弱性を評価することが可能となる。また、同情報は、監督当局がコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を含む流動性リスク管理の枠組みの適切性について銀行と議論を交わす際に役立つであろう。

32. 以下では、これまでに特定された4つのストレスシナリオを説明する<sup>17</sup>。これら4つのストレスシナリオ全てが、全ての銀行に当てはまる訳ではない。従って銀行は、どのシナリオが自身の固有の状況及びビジネスモデルに関連するののかについて監督当局と合意すべきである。

(i) **自行に対する金融上のストレス: 自行が被る、または被っていると周囲から受け止められる、ストレス事象**

33. 直接参加者にとって、自行に対する金融上のストレスは、カウンターパーティーによる支払の延期及び/または日中クレジットライン供与の撤回に繋がりが得る。このことにより、銀行は、自身の支払の遅延を余儀なくされることを回避するために、自身の流動性上の調達源でより多くの支払を行う必要が生じ得る。

34. 間接参加者にとって、自行の金融上のストレスは、取引先のコルレス銀行による日中クレジットライン供与の撤回及び/またはカウンターパーティーによる支払の

---

<sup>16</sup> いくつかの国では既に当該ルールまたはガイドラインが導入されている。

<sup>17</sup> 銀行は本文書において述べられているストレスシナリオに限らず、適宜リバースストレスシナリオや他のストレスシナリオ(例えば自然災害の影響や、通貨危機など)を適切に考慮すべきである。加えて、銀行は日中流動性リスク選好及びコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を示すためにこれらのストレステストシナリオを利用すべきである。CFPは早期警告指標を含めた日中流動性指標を有すべきである。

延期に繋がりが得る。これにより、間接参加者は支払資金を事前に準備しておくか、日中クレジットラインの担保を差し入れるかを行う必要が生じ得る。

(ii) **カウンターパーティーに対するストレス: 主要な金融機関であるカウンターパーティーが支払を遅延する日中のストレス事象**

35. カウンターパーティーに対するストレスによって、直接参加者及び間接参加者は、ストレス状況下にあるカウンターパーティーからの受取資金に依存できなくなるかもしれない。この結果、カウンターパーティーからの支払受領を調達源とする日中流動性の利用可能額が減少する可能性がある。

(iii) **顧客に対するストレス: コルレス銀行の顧客銀行が被るストレス事象**

36. 顧客銀行に対するストレスによって、他の銀行は当該顧客銀行に対する支払を遅らせる可能性がある。この結果、コルレス銀行での日中流動性の更なる喪失につながる可能性がある。

(iv) **市場全体の信用・流動性ストレス**

37. 市場全体の信用・流動性ストレスは、銀行が所要日中流動性を満たすために保有する流動資産の価値に悪影響をもたらす可能性がある。市場価格の広範な下落及び/または銀行が保有する処分制約のない流動資産の信用格付けの広範な下落は、中央銀行から日中流動性を調達する能力を制約する可能性がある。最も悪いシナリオでは、大幅な格下げによりこれらの資産が中央銀行の日中流動性ファシリティの適格基準を満たさなくなるかもしれない。

38. 間接参加者にとって、市場価格の広範な下落及び/または処分制約のない流動資産の信用格付けの広範な下落は、コルレス銀行から日中流動性を調達する能力を制約する可能性がある。

39. 通貨を跨って日中流動性を管理する銀行は、通貨スワップ市場の閉鎖または運行上の支障、及び複数のシステムにおけるストレスの同時発生が日中流動性に与える影響を考慮すべきである。

**ストレスシナリオの適用**

40. 銀行は監督当局と協力の上、セクション II に記載された平常時における日中流動性のモニタリング指標に対する、前述のストレスシナリオの影響を考慮すべきである。

41. ストレスシナリオから得られる情報は、銀行と監督当局が現実的なストレス指標を決めるための議論に役立つだろう。議論ではストレスの影響を単独及び組み合わせで考慮したり、銀行が日中流動性を管理するために有する、より広範な制度及び統制並びにコンティンジェンシー・プランの有効性を考慮すべきである。

42. 直接参加者は、以下の指標に関して、自行に対する金融上のストレス、カウンターパーティーに対するストレス、顧客に対するストレスシナリオがもたらす可能性がある影響を報告する必要がある。

- (i) 所要流動性の日次最大値
- (ii) 利用可能な日中流動性
- (iii) 資金受払の総額
- (iv) 時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務
- (v) 顧客金融機関に代わって決済する支払額
- (vi) 顧客金融機関に供与している日中クレジットライン

43. 間接参加者は、以下の指標に関して、自行に対する金融上のストレス、カウンターパーティーに対するストレスシナリオがもたらす可能性がある影響を報告する必要がある。

- (i) 所要流動性の日次最大値
- (ii) 利用可能な日中流動性
- (iii) 資金受払の総額
- (iv) 時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務

44. 市場全体の信用・流動性ストレスに関しては、直接参加者及び間接参加者の双方に対して、利用可能な日中流動性の調達源に対する影響を考慮することが期待される。

45. 各モニタリング指標は、それ自体で意味を持つものであるが、個別の平常指標及びストレス指標が提供する情報を結びつけることで、監督当局は銀行の日中流動性ショックに対する強靭性に係る包括的な見解を得ることができる。銀行の日中流動性リスクに対する強靭性を評価するために、銀行監督当局がどのように異なる指標を組み合わせるかが付録3にて例示されている。

### C. 適用に関する主要な論点

46. 銀行は日中流動性リスクを通貨別かつ決済システム別に管理するのが一般的であるが、その実務は、銀行の組織体系や銀行が業務に利用する決済システムの特徴に応じて、銀行や国により異なると認識されている。以下における検討は、銀行及び監督当局が最も適切な指標の適用方法を決定するための一助となることを目的としている。

#### (i) 適用の範囲:システム

47. 支払・決済システムの直接参加者である銀行は様々な方法で日中流動性を管理している。ある銀行はシステム別に支払・決済活動を管理している。また、別の銀行は、支払・決済システム間で余剰流動性を無制限に移転できる、直接日中流動性「ブリッジ」<sup>18</sup>を利用している。他にも、あるシステムから他のシステムに資金を移転する正式な仕組みが存在する(例えば、外貨を国内システムの担保として用いるための仕組み)。

48. 支払・決済システムにおけるこうした違いや、日中流動性管理における手法の違いを考慮して、直接参加者はモニタリング指標の適用に関し「ボトムアップ」手法を適用すべきと提案されている。銀行が従うべき原則は以下のとおりである。

- 個々の銀行は、自身が参加する支払・決済システム毎にモニタリング指標を適用することが基本形である。
- 2 つ以上の支払・決済システム間において直接即時の技術的流動性ブリッジが存在する場合、それらのシステムにおける日中流動性は代替可能と看做される可能性がある。従って、ブリッジによって繋がっているシステムの場合、1 つに合算して指標を計算することが可能である。
- 直接の技術的流動性ブリッジを有しないシステム間において、銀行が常にポジションをモニターしていること及び、日中の流動性移転のために他の正式な仕組みを利用していることを監督当局に十分説得的に示すことが可能ならば、これらのシステムもモニタリング指標の目的上合算することが可能である<sup>19</sup>。

49. 周辺の支払・決済システム(例えば、リテールシステム、CLS、一部の証券決済システム、中央清算機関)が、別のシステム(典型的には大口決済システム)にお

<sup>18</sup> 直接日中流動性ブリッジは、銀行が日中あるシステムから他のシステムに直接資金を移動することを可能にする、2 つ以上のシステムに設けられた技術的な機能である。

<sup>19</sup> 同様に、複数のコルレス銀行を通じて間接的に支払システムに参加する報告銀行が、複数のコルレス銀行間で流動性の移転が可能であることを監督当局に対して十分説得的に示すことができるならば、同報告銀行は、合算して指標を計算することが可能である。

いて(決済尻等の)債務を決済する場合、銀行の日中流動性需要が発生する。これらの周辺システムの決済債務から生じる所要日中流動性は、(大口決済システムにおける)時限性のある債務として扱われるべきである。従って、こうした周辺システムのための独立したモニタリング指標は必要ないであろう。

50. 支払・決済システムの間接参加者は、コルレス銀行口座を通じた支払・決済活動に対してモニタリング指標を適用すべきである。

51. 直接参加者及び間接参加者双方の立場で業務を行う銀行は、支払・決済システムを通じた直接的な支払及びコルレス銀行を通じた間接的な支払の重要度を考慮しつつ、監督当局と適切な指標の適用のあり方を話し合うべきである。

#### (ii) 適用の範囲:通貨

52. ほとんどの銀行は日中流動性を通貨別に管理している。このような状況においては、前述の指標は個々の通貨別に適用及び報告されるべきである。

53. 一般的な慣行ではないが、いくつかの銀行は日中流動性を複数通貨ベースで管理している。通貨を跨いで流動性を管理していること及び、深刻なストレス期間も含めて最小限の遅延で日中に資金移動できることを、銀行が監督当局に対し十分説得的に示すことができるならば、モニタリング指標の計算にあたり日中流動性ポジションは通貨を跨いで合算してもよい。しかし、銀行は、為替スワップ市場への依存状況について監督当局がモニターできるよう、個々の通貨レベルでの指標の報告もすべきである。

54. 特定の通貨における銀行の支払・決済活動の水準が監督当局との合意により最小(de minimis)と認められる場合には、報告免除が適用され、当該通貨のみを対象とした報告書を提出する必要はない。

#### (iii) 適用の範囲:組織構造

55. 日中流動性指標の報告のための適切な組織単位は最終的には母国当局によって決められるべきであるが、典型的には重要な個々の法人レベルでモニタリング指標を適用することが期待される。適切な報告主体の決定に際し、グループ内の法人間での日中流動性の移転に係る潜在的な障害(タイミングの違いも含む)、流動資産を囲い込むための監督当局の法的権限及び担保移転に係る事務上の制約を考慮すべきである。



56. 2 者以上の法人間における日中流動性の移転への障害または制約が存在せず、銀行がこのことを監督当局に対し十分説得的に示すことができる場合、これら法人の所要日中流動性はモニタリング指標を計算する上で合算してもよい。

#### (iv) 適用の範囲:母国当局及び現地当局の責任

57. クロスボーダー銀行グループ(本社所在地法域外にある支払・決済システムに直接または間接に参加する銀行)については、母国及び現地の監督当局の双方は、当該銀行が支払・決済システムにおける債務履行のために十分な日中流動性を有していることを確保することに関心を有する<sup>20</sup>。母国当局と現地当局間における責任の分担は、最終的には自国管轄外における銀行業務が支店経由で行われているか、子会社経由で行われているかに依存するであろう。

#### 支店

- 母国当局は、銀行グループが活動する全ての国及び通貨における支払・決済債務の履行を確保する責任を有する。従って、母国当局は、当該銀行グループから、国内及び国外の支払・決済債務をカバーする、全ての日中流動性指標に関する報告を受けるべきである。
- 現地当局は、管轄内の外国銀行支店に対して、日中流動性指標の適切な報告を求めるオプションを有するべきである。

#### 国外の支払・決済システムに参加する子会社

- 現地当局は、子会社の日中流動性の関連指標の受領について一義的な責任を有するべきである。
- 親銀行の監督当局(母国当局)は、全ての支払・決済システムに参加する上で十分な日中流動性を国外子会社が有していることを確保することに関心を有する。従って、母国当局は国外子会社に対して、日中流動性指標の適切な報告を求めるオプションを有するべきである。

#### D. 報告頻度及び単位

58. 銀行は、LCR の報告義務と同様、月次で監督当局に対しモニタリング指標を報告することが期待されている。報告様式のテンプレートは付録 2 を参照されたい。

<sup>20</sup> 健全性諸原則の原則 17 のパラグラフ 143 には以下のように述べられている。「特に、現地当局は、グループの流動性プロファイルが現地国拠点のリスクにどのような影響を与えるかを把握する必要があり、母国当局は、国外支店または子会社が銀行グループ全体に大きなリスクを及ぼすケースについて情報を求める」

既に述べたように、指標は全ての銀行に適用するように作られているが、指標の報告を求める銀行の範囲の決定は各国当局に委ねられている。

59. 直接参加者はセクション A において提示した全ての指標について月次平均、最大値及び最小値を報告することが期待されている。更に直接参加者は、利用可能な日中流動性に係る 5 パーセントタイル値及び以下の指標に係る 95 パーセントタイル値<sup>21</sup>の報告が期待されている。

- 所要流動性の日次最大値
- 資金受払の総額
- 時限性のある債務及び他の重要な債務
- 顧客金融機関に代わって決済する支払額
- 顧客金融機関に供与している日中クレジットライン
- 日中支払のタイミング

60. 間接参加者は、セクション II A において提示した指標のうち、自らのビジネスモデルに関連する指標について月次平均、最大値及び最小値を報告することが期待されている。また、間接参加者も、利用可能な日中流動性に係る 5 パーセントタイル値及び以下の指標に係る 95 パーセントタイル値の報告が期待されている。

- 所要流動性の日次最大値
- 資金受払の総額
- 時限性のある債務及び他の重要な債務

### III. コメントの要請

61. バーゼル委は本市中協議文書に対するコメントを歓迎する。コメントは、2012 年 9 月 14 日(金)までの間、[baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org) 宛電子メールで受け付ける。または、the Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland 宛郵送でも受け付ける。全てのコメントは、コメント提供者が明示的に非公開を望まない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表される。

---

<sup>21</sup> 指標の 5 パーセントタイル値及び 95 パーセントタイル値が必要となるのは、通常時でさえ、異例な支払・決済取引のために日中取引が例外的に増加する(もしくは減少する)場合があるからである。そのような例外的な取引は、銀行の通常時の日中流動性指標を歪めるおそれがあるため、監督当局によって除外されるべきである。

付録1  
モニタリング指標の実例

以下では、銀行の一日の流動性の動きについて指標がどのように機能するかを例示。

銀行Aは以下の6件の支払を履行しなければならない。

支払A: 450

支払B: 100—周辺ネット決済型リテールシステムにおける支払債務

支払C: 200—午前10時までに決済する必要

支払D: 300—顧客銀行に代わっての支払。無担保クレジット・ライン500単位の一部を利用

支払E: 250

支払F: 100

銀行は300単位の準備預金と500単位の適格担保を有している。

ある日における、銀行の支払プロフィール及び流動性利用は以下のとおりである。

時間	支払	入金	差額
07:00	450		-450
08:00		200	-250
09:00	100		-350
10:00	200		<u>-550</u>
11:00		400	-150
12:00		300	+150
13:00	300		-150
14:00		350	<u>+200</u>
15:00	250		-50
16:00	100		-150
17:00		150	0

i) 所要日中流動性の日次最大値

**流出: 550単位**

**流入: 200単位**

ii) 利用可能な日中流動性

**営業開始時: 準備預金300単位+適格担保500単位=800単位**

**日中最小値: 800単位-550単位=250単位**

iii) 資金受払の総額

$$450+100+200+300+250+100=\underline{1400\text{単位}}$$

iv) 時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務

$$200+\text{周辺システムにおける支払}(100)=\underline{300\text{単位}}$$

時限通り履行されなかった時限性のある支払の件数  
0

v) 顧客金融機関に代わって決済する支払額  
300単位

顧客金融機関に供与している日中クレジットライン  
500単位

顧客金融機関に供与している日中クレジットラインの利用  
300単位

vi) 日中支払のタイミング

$$(07:00*450+09:00*100+10:00*200+13:00*300+15:00*250+16:00*100)/1400=\underline{10:55}$$

vii) 日中の決済進捗

時間	累積支払	パーセント
07:00	450	32.14
08:00	450	32.14
09:00	550	39.29
10:00	750	53.57
11:00	750	53.57
12:00	750	53.57
13:00	1050	75.00
14:00	1050	75.00
15:00	1300	92.86
16:00	1400	100.00
17:00	1400	100.00

付録2  
日中流動性モニタリング報告の例

システム (もしくは複数のシステム)								
所要流動性の日次最大値	報告期間				ストレス状況下での期待値			
	平均	最大値	最小値	95パーセンタイル値	自行のストレス	カウンターパーティーストレス	顧客ストレス	市場ストレス
1a. 正の累積ネットポジションの最大値								
1b. 負の累積ネットポジションの最大値								
利用可能な日中流動性	報告期間				ストレス状況下での期待値			
	平均	最大値	最小値	5パーセンタイル値	自行のストレス	カウンターパーティーストレス	顧客ストレス	市場ストレス
2a. 営業開始時点の中央銀行準備預金								
3a. 営業時間中の利用可能な準備預金の最小額								
2b. 営業開始時点の処分上制約のない中央銀行適格担保								
2c. 内、通常中央銀行に移転される中央銀行適格担保								
3b. 営業時間中の処分上制約のない中央銀行適格担保の最小額								
3c. 内、通常中央銀行に移転される中央銀行適格担保								
2d. 営業開始時点の日中クレジット・ライン(コミットメント付き)								
2e. 内、担保のあるもの								
3d. 営業時間中の日中クレジット・ライン(コミットメント付き)の最小額								
3e. 内、担保のあるもの								
2f. 営業開始時点の日中クレジット・ライン(アンコミ)								
2g. 内、担保のあるもの								
3f. 営業時間中の日中クレジット・ライン(アンコミ)の最小額								
3g. 内、担保のあるもの								
2h. 営業開始時点の利用可能な日中流動性の最小総額(2a+2b+2d+2f)								
3h. 営業時間中の利用可能な日中流動性の最小総額(3a+3b+3d+3f)								
資金受払の総額	報告期間				ストレス状況下での期待値			
	平均	最大値	最小値	95パーセンタイル値	自行のストレス	カウンターパーティーストレス	顧客ストレス	市場ストレス
4. 支払の総額								
5. 受取の総額								
時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務	報告期間				ストレス状況下での期待値			
	平均	最大値	最小値	95パーセンタイル値	自行のストレス	カウンターパーティーストレス	顧客ストレス	市場ストレス
6a. 決済された時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務の件数								
6b. 決済された時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務の総額								
6c. 未履行の時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務の件数								
6d. 未履行の時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務の総額								
コルレス銀行指標	報告期間				ストレス状況下での期待値			
	平均	最大値	最小値	95パーセンタイル値	自行のストレス	カウンターパーティーストレス	顧客ストレス	市場ストレス
7a. 顧客金融機関に代わって決済する日々の支払総額								
8a. 顧客金融機関に供与している日中クレジットラインの合計額								
コルレス銀行指標(取扱金額の大きい上位5先の顧客金融機関を対象)	報告期間				ストレス状況下での期待値			
	平均	最大値	最小値	95パーセンタイル値	自行のストレス	カウンターパーティーストレス	顧客ストレス	市場ストレス
7b. 当該銀行に代わって決済する支払総額								
7c. 内、内部化されたもの								
8b. 当該銀行に供与している日中クレジットラインの合計額								
8c. 内、担保のあるもの								
8d. 内、コミットされたもの								
8e. 当該銀行による日中クレジットラインの引出の日次最大値								
8f. 内、担保のあるもの								
8g. 内、コミットされたもの								
日中支払のタイミング	報告期間							
	平均	最大値	最小値	95パーセンタイル値				
9. 決済の平均時間								
日中の決済進捗	報告期間							
	平均	最大値	最小値					
10a. 9時時点の処理額								
10b. 10時時点の処理額								
10c. 11時時点の処理額								
10d. 12時時点の処理額								
10e. 13時時点の処理額								
10f. 14時時点の処理額								
10g. 15時時点の処理額								
10h. 16時時点の処理額								
10i. 17時時点の処理額								

### 付録3 指標の組み合わせ

以下は、銀行の日中流動性リスクに対する強靭性を評価するために、銀行や監督当局が指標を組み合わせて使用する一例である。

#### (1) 資金受払の総額及び利用可能な日中流動性と、時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務との関係

銀行の支払業務のうち時限性のある支払が多くを占める場合、とりわけ、利用可能な日中流動性の額が少ないときは、支払フローを管理することにより予期せぬショックに対処する上での自由度は低下する。そうした状況では、監督当局は、銀行が十分なリスク管理手法を導入することまたは、リスク削減のために処分制約のない資産をより多く保有することを期待する。

#### (2) 日中ストレスが所要流動性の日次最大値に与える影響と、利用可能な日中流動性との関係

日中流動性ストレスが銀行の所要流動性の日次最大値に与える影響が、利用可能な日中流動性との対比で大きい場合、銀行がストレス時に適時に支払うことが難しくなる可能性があるが示唆される。

#### (3) 所要流動性の日次最大値、利用可能な日中流動性、時限通り履行されなかった時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務の関係

銀行が時限性のある債務及び他の重要な債務を時限通り履行しなかった場合、これは監督当局による調査の契機となり得る。調査によって銀行の所要流動性の最大値が大きく、利用可能な日中流動性の最小額がゼロに近いことが示された場合、銀行が不十分な流動資産でもって支払フローを管理していることが示唆される。

#### (4) 資金受払の総額と顧客金融機関に代わって決済する支払額の関係

銀行の資金受払の多くが顧客金融機関に代わって決済されるものであり、それが(顧客金融機関に)供与したクレジットラインに依存する場合、当該決済銀行は顧客が受けているストレスに対してより脆弱となり得る。監督当局は、銀行がこのリスクをいかに削減しているかを理解することを望む可能性がある。

#### (5) 日中支払のタイミングと所要流動性の日次最大値との関係

銀行による支払遅延の始まりが、(累積ネット最大支払額によって計測される)流動性利用の減少と同時に発生する場合、監督当局は、銀行が日中流動性の利用を減少

させるために支払を遅らせるという戦略的な意思決定をしたかを確認することを望む可能性がある。支払システムの他の参加者に対する潜在的な波及的影響を考慮すれば、当該銀行の行動面での変化については支払システムのオーバーサイトを行う当局も関心を有すると考えられる。